

2020年9月1日

各 位

株式会社 第四銀行

「家族信託業務」の取り扱い開始について

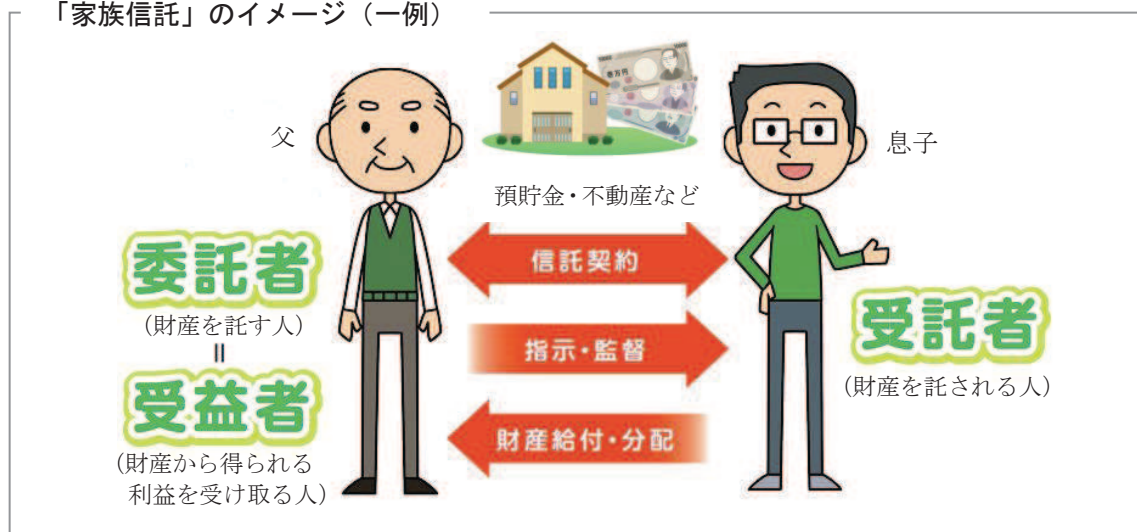
第四銀行（頭取：並木 富士雄）は、2020年9月1日（火）より「家族信託業務※」として、「家族信託取次ぎサービス」及び「家族信託口座」の取り扱いを開始いたしました。

※「家族信託」：お客さまの財産（預貯金や不動産など）の管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みです。

社会の高齢化が進展し、将来にわたる財産の管理などについてお悩みを抱えるお客さまが増えています。当行では、「家族信託取次ぎサービス」として、「家族信託」に関するご相談やご利用を希望されるお客さまへ当行が提携する専門家をご紹介するとともに、「家族信託」の際に信託財産を分別管理するための「家族信託口座」を開設いただけます。

今後も当行は、多様化するお客さまのニーズに積極的に応えてまいります。

「家族信託」のイメージ（一例）



記

1. 「家族信託業務」の概要

(1) 家族信託取次ぎサービス

- ・家族信託に関するご相談やご利用を希望されるお客さまに対し、当行の提携先である専門家をご紹介いたします。

対象となる財産	金銭、不動産など
取次ぎ手数料	無料 ※ご契約に際しては、各専門家の所定の手数料がかかります。 また、信託財産を分別管理する専用口座である「家族信託口座」を開設いただく場合は、口座開設手数料がかかります。

※詳細は「家族信託取次ぎサービス」チラシをご覧ください。

(2) 家族信託口座

- ・信託財産を分別管理する専用口座となります。

預金種類	決済用普通預金
必要書類	信託契約書（公正証書）、受託者の本人確認書類など
口座開設手数料	1口座あたり 55,000円（税込）

※信託契約書は、専門家を通じて作成していただく必要があります。

※家族信託口座の開設には所定の審査があり、一定のお時間をいただきます。

また、審査の結果ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

※詳細は「家族信託口座」チラシをご覧ください。

2. 取扱い開始日

- ・2020年9月1日（火）

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】025-222-4111
営業本部／渡辺（徹）、西方（内線 4370、4381）

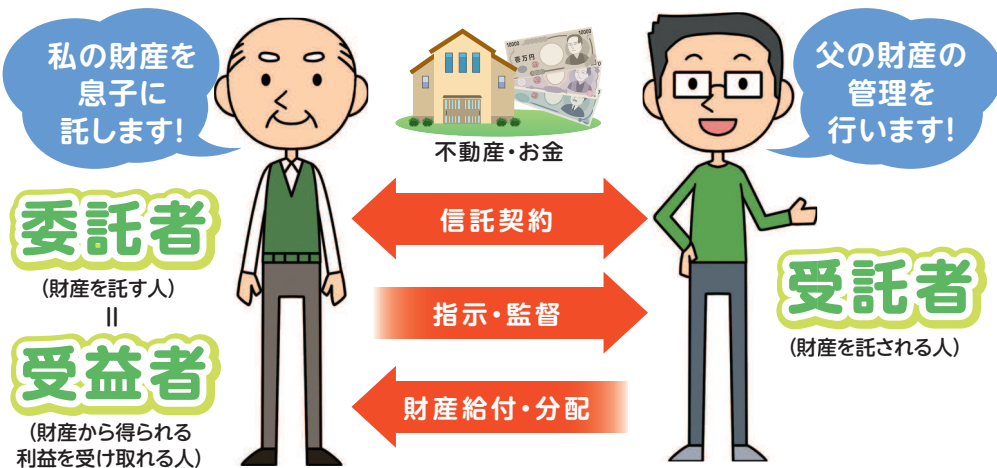


家族信託取次ぎサービス

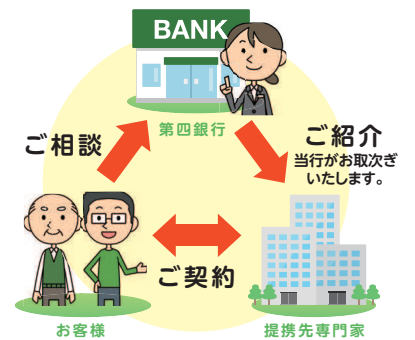


「家族信託」とは？

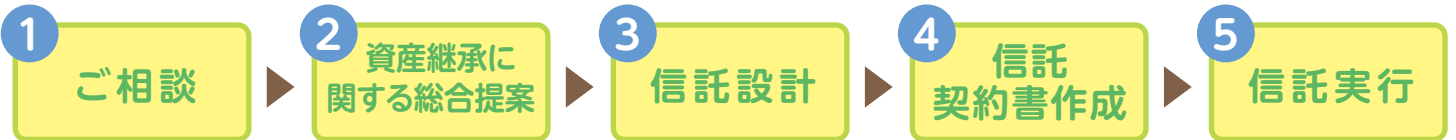
家族信託とは、財産を管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みのことです。財産保有者(委託者)が、その財産に関する利益を帰属させる者(受益者)のために、特定の者(受託者)に財産を託し、受託者がその目的に沿って財産の管理・運用処分等を行います。



取次ぎサービスイメージ



相談から信託までの流れ



※専門家が作成します。

サービス内容	家族信託に関するご相談、ご利用をご希望されるお客さまを提携先である専門家に紹介するサービス
対象となる財産	金銭、不動産等
取次ぎ手数料	無料 (※ご契約に際しては、各専門家の所定の手数料がかかります。)
事務手数料 (家族信託口座を開設する場合)	口座開設手数料 55,000円 (税込) (※詳細は、「家族信託口座」チラシをご覧ください。)

※信託契約書の作成等に関して、ご紹介した専門家に対する報酬等が必要になります。

お問い合わせはお近くの支店へ

ご留意事項

●家族信託取次ぎサービス(以下「本サービス」という)における信託契約等の当事者となるのは、お客さまおよびお客さまのご家族等であり、当行は信託契約等の当事者にはなりません。●信託契約等締結後、信託財産の管理・運用処分等は信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理運用処分等に関与しません。●本サービスにおける信託契約等の内容、および受託者による信託財産の管理・運用処分等について、当行は責任を負いません。●本サービス内容、および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更となる場合がありますのでご了承ください。●家族信託口座を開設する場合は、当行所定の手数料が必要となります。また、専門家報酬・登記費用・公正証書作成費用などの実費が必要となります。

お問い合わせは「だいしコールセンター」へ

ハローダイヤルをヨロシク

0120-86-4464

受付時間/9:00~20:00
(ただし銀行休業日を除きます。)

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.daishi-bank.co.jp>

※一部のIP電話等フリーダイヤルをご利用いただけない場合は025-226-6595(通話料有料)をご利用ください。

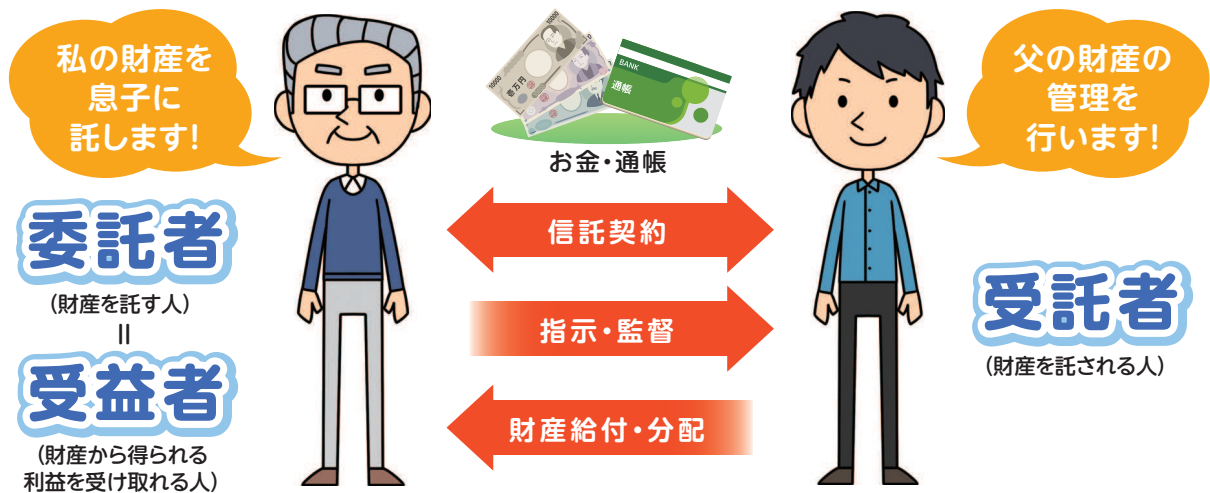


家族信託口座



『家族信託』とは？

家族信託とは、財産を管理・運用・処分する権利を家族に託す仕組みのことです。財産保有者(委託者)が、その財産に関する利益を帰属させる者(受益者)のために、特定の者(受託者)に財産を託し、受託者がある目的に沿って財産の管理・運用処分等を行います。



『家族信託口座』とは？ 信託財産を分別管理する専用の口座のことです。

	受託者が個人のお客さま	受託者が法人のお客さま
預金種類	決済用普通預金	
口座名義	「委託者〇〇〇〇 受託者△△△△ 信託口」	「委託者〇〇〇〇 受託者一般社団法人△△△△ 信託口 代理理事××××」
必要書類	信託契約書(公正証書)、受託者の本人確認書類等	信託契約書(公正証書)、登記事項証明書等
口座開設のお申出人	受託者	
住所	受託者のご住所	
キャッシュカード	ご利用いただけます(法人キャッシュカードのお取扱となります)	
口座振替	ご利用いただけます(ただし個別に収納先の確認が必要となります)	
インターネットバンキング	ご利用いただけます(だいしIB(法人用)のお取扱となります)	
口座開設手数料	1口座あたり 55,000円 (税込)	

お問い合わせはお近くの支店へ

ご留意事項

●家族信託口座開設につきましては当行所定の事前確認が必要になり、結果によりご希望に添えない場合がございます。お申込日当日の口座開設はできません。●事前確認に当たっては専門家が作成した信託契約書を提出していただきます。●当行では「公正証書」による信託契約書のみお取り扱いしており、公正証書作成前のお申込みをお勧めいたします。●口座開設にかかる事前確認は2週間程度の時間を要します。●当行は受託者様名義での取引を行うものであり、信託契約書に基づく管理事務を引き受けるものではありません。

お問い合わせは「だいしコールセンター」へ

ハローダイヤルをヨロシク

0120-86-4464

受付時間/9:00~20:00
(ただし銀行休業日を除きます。)

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.daishi-bank.co.jp>

※一部のIP電話等フリーダイヤルをご利用いただけない場合は025-226-6595(通話料有料)をご利用ください。